

平成23年(ヨ)第1号

温泉施設利用妨害禁止等仮処分命令申立事件

債権者 井 武志 外14名

債務者 加藤利彦 外 2名

2011年(平成23年)7月 1日

大分地方裁判所日田支部民事保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 前 田 豊

同 弁護士 島 村 洋 介

主 張 書 面 (7)

- 1 エアージャパンと中央農林の連名による「桃李苑」の販売チラシには、「負担金/水道施設負担金30万円, 温泉施設負担金120万円, 各区画配管済, 源泉地及びそれに付帯する施設等, 敷地は各自共有登記になります。」と記載されていた(例えば甲21の4 物件概要)。その記載は, 温泉水道施設負担金によって, 源泉地, タンク室敷地及び付帯施設が共有となることを広告宣伝したと考えられる。実際, タンク室敷地はエアージャパンによって共有登記されている。
- 2 中央農林の管理委託契約書には, 中央農林は共用施設(第5条5項「水道・温泉の汲み上げ動力等」その他)の管理を行うとされ, 温泉水道施設が共用施設であり, 共有であることが前提となっている。
それらの共用施設の維持管理は, オーナーからの管理費で賄われている。それは, 温泉水道施設がオーナーの共有だからである。
- 3 温泉水供給管の本管は, オーナーの共有である。